

第74期

定期株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

アネスト岩田株式会社

証券コード：6381

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 招集ご通知 | 3 |
| 株主総会参考書類 | 7 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 | |
| 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 | |
| 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件 | |
| 事業報告 | 41 |

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。なお、株主総会へのご出席にあたっては、ご自身の体調に十分ご留意くださいますようお願いいたします。また当日は、マスクの着用・体温測定等のご協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブページにてご案内申し上げます。



URL: <https://www.anest-iwata.co.jp/>

株主の皆さんへ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社グループは、1926年の創業以来95年目を迎えました。「塗料並びに各種液体を霧にする技術」と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据え、常にお客さまの立場に立ち、高性能かつ高品質の製品やサービスをご提供することで、お客さまを始めとしたすべてのステークホルダーの皆さまにおける満足度を向上させるとともに社会に貢献すること、さらに、働く従業員を活かし、幸せにすることが企業としての存在意義であると考えて、事業活動を進めております。

2019年度から始まりました現中期経営計画では、「人的投資」「開発投資」「設備投資」「市場開拓投資」「風土改革投資」「IT投資」といった6つの投資に重点を置き活動を進めておりますが、中でも「IT投資」におきましては、激変する事業環境とそのスピードに耐え得るシステムの構築を行うべく、慎重かつ粘り強く検討を重ねてまいりました。その他にも、製品開発プロセスを見直し、新規性のある技術や製品を生み出しやすい企業文化を構築しつつあることや、販売を担う国内子会社を4月より統合し、これまでに蓄積してきた専門性に加えて、お客さま窓口を一本化することにより、さらに高いお客さま満足度を実現することで、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」となるべく、当社グループの役員・従業員が一丸となって努力してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、ますますのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月10日

代表取締役 社長執行役員

壹田 貴弘



「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」となるために

当社グループは100年企業に向けて
ONLY ONEの商品で、
市場ごとの **NUMBER ONE** (No.1)を、
グループ一丸 **ONE ANEST IWATA** となって、
GLOBAL ONE を目指します。



新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、株主の皆さまの安全を第一に考え、下記の開催方針に基づいて株主総会を開催いたします。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ・例年よりも縮小した規模での開催となります。
- ・株主の皆さまのお席の間隔を広く確保するため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・例年開催しておりました株主総会終了後の株主懇談会につきましては、取り止めとさせていただきます。
- ・**お土産及び無料送迎バスのご用意はございません。**
- ・ご来場なさらずとも議決権行使いただけるよう、**郵送またはインターネットによる事前行使**をご利用ください。(詳細は5~6頁のとおりです。)
- ・ご来場の際は、マスクをご着用のうえ、会場備え付けのアルコール消毒液をご利用ください。
- ・当日は株主の皆さまの体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合、あるいは体調不良を感じられた場合のご入場をお断りする場合がございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する取締役候補者及び当社運営メンバーは、マスクを着用いたします。
- ・上記以外にも、株主総会開催日時点において必要な感染予防のための追加措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、当社ウェブページにてご案内申し上げます。

URL: <https://www.anest-iwata.co.jp/>



新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を心よりお祈り申し上げます。

第74期 定時株主総会招集ご通知

証券コード 6381 2020年6月10日
アネスト岩田株式会社

1 日 時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時

2 場 所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

報告事項: ①第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
②第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

報告事項につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例処置に基づき、一部をWEB開示といたします。また、2020年6月10日より、第74期の事業報告に関するご説明資料を右記QRコード及び当社ウェブサイト (https://www.anest-iwata.co.jp/2020_anestiwata.html) より、ご確認いただけます。



3 会議の目的事項

決議事項: 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

(2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主さま1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

(4) 招集通知添付書類のWEB掲載

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anest-iwata.co.jp/>)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査等委員会が監査した事業報告並びに監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載した以下の事項を含んでおります。

①事業報告の「当社グループの現況に関する事項」

（財産及び損益の状況の推移、事業の経過及び成果）、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「5. 株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.anest-iwata.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

2 インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

議決権行使サイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



3 株主総会へ出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

1. 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
2. 「パスワード（株主さまが変更されたものを含みます）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
3. インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。



インターネットによる 議決権行使

株主総会にご出席されず、インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社の指定する議決権行使サイトからご行使ください。

議決権行使サイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

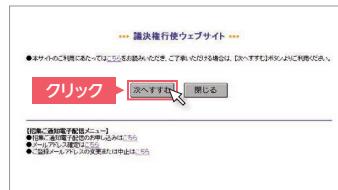
または



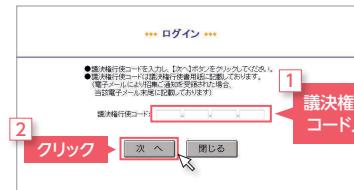
議決権
行使期限

2020年6月24日 (水曜日)
午後5時30分まで

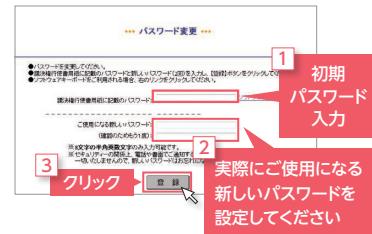
1 議決権行使サイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- インターネットと書面により、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
- 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-768-524

受付時間 平日9:00～21:00

機関投資家の皆さまへ

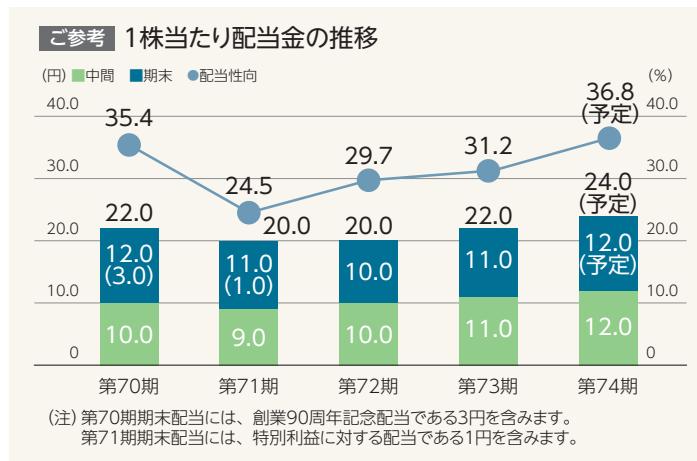
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

議決権行使にあたってのポイント説明

第1号議案のポイント

当社グループの配当に関する考え方

当社では、連結業績の「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲を目安とした連結配当性向30%を基準とし、最低でも1株当たり年間3円配当を堅持することを基本方針としております。

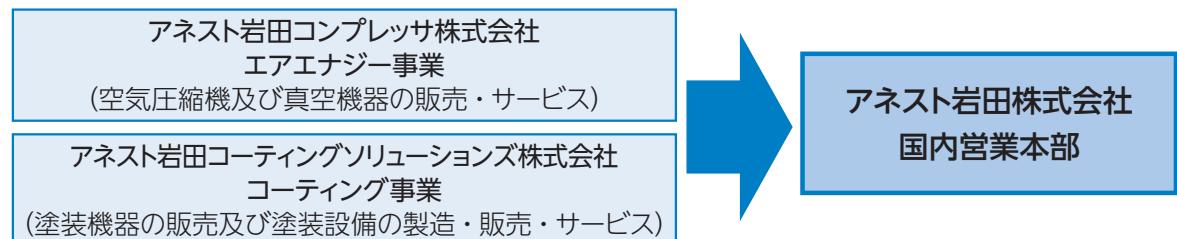


第2号議案のポイント

2015年度から2019年度末にかけて、国内の販売部門を子会社化することにより、エアエナジー、コーティングの両事業領域における専門性を高め、お客様のニーズに対して、より迅速に、深みのあるご提案ができることを目指して活動を行ってまいりました。

この5年間において、それぞれの専門性が高まりつつある中で、事業環境の急激な変化を背景に、事業領域にかかわらず販売からサービスまでの窓口を一本化することにより、効果的な販売戦略を構築することでお客様満足度をさらに高めるべく、子会社2社を当社が簡易吸収合併し、国内営業本部を新設いたしました。

つきましては、それぞれの子会社が担っていた専門性の高い事業内容や将来の成長に必要な事業展開を見据え、定款の一部変更を提案いたします。



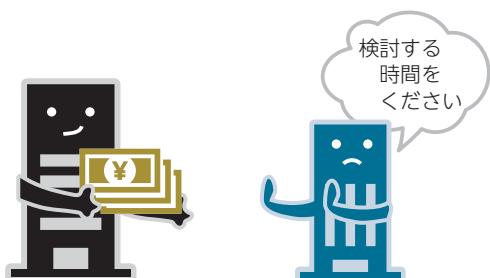
第3号議案及び第4号議案のポイント

- ・事業運営の分野で豊富な経験を有する大澤健一氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
- ・経営管理の分野で豊富な経験を有する浅井侯序氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
- ・取締役である松木和道氏について、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いいたします。

| | 氏名 | 経営全般 | | | | | 専門性 | | | | 取締役候補者属性 | | |
|-----------------|------|----------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|----------|----|------|
| | | 企業 経営 | 海外企業 経営 | 経営 管理 | 会計 監査 | 監査役 等 | 技術 製造 | 販売 物流 | 財務 金融 | 法務 | | | |
| 取締役 | 壺田貴弘 | ● | | ● | | | ● | ● | | | 再任 | | |
| | 大澤健一 | | ● | | | | ● | ● | | | 新任 | | |
| | 深瀬真一 | | | | | | ● | ● | | | 再任 | | |
| | 浅井侯序 | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | 新任 | 社外 | 独立役員 |
| | 米田康三 | ● | ● | | | | | | ● | | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| 監査等委員 である取締役 | 鈴木正人 | | | | | ● | ● | ● | | | 再任 | | |
| | 大島恭輔 | ● | | ● | | ● | | | | ● | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| | 高山昌茂 | ● | | | ● | ● | | | ● | | 再任 | 社外 | 独立役員 |
| | 松木和道 | ● | ● | ● | | ● | | | | ● | 新任 | 社外 | 独立役員 |

第5号議案のポイント

当社は、企業価値・株主の皆さまの共同の利益を著しく毀損するような特定者による株式の大規模買付行為に対して、株主の皆さま並びに当社が十分な検討時間を確保できるよう、本方針を毎年継続してご提案しております。



議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さんに対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12.0円

総額500,865,624円

中間期配当金の1株につき12.0円と合わせ年間配当金は1株につき24.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

配当 (円)

| | 第70期 | 第71期 | 第72期 | 第73期 | 第74期 |
|-----|------|------|------|------|--------|
| 中間期 | 10 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 期末 | 12 | 11 | 10 | 11 | 12(予定) |
| 合計 | 22 | 20 | 20 | 22 | 24(予定) |

(%)

| | 第70期 | 第71期 | 第72期 | 第73期 | 第74期 |
|------|------|------|------|------|----------|
| 配当性向 | 35.4 | 24.5 | 29.7 | 31.2 | 36.8(予定) |

(注) 第70期期末配当には、創業90周年記念配当である3円を含みます。

第71期期末配当には、特別利益に対する配当である1円を含みます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

P7の「議決権行使にあたってのポイント説明」に記載しましたとおり、当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| (目的) | (目的) |
| <u>第2条</u> 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 | <u>第2条</u> 現行のとおり |
| 1 | 1 |
| ＼ (条文省略) | ＼ 現行のとおり |
| 2 | 2 |
| 3. 塗装用機械器具の製造販売。 | 3. <u>塗装及び塗布用機械器具の製造販売。</u> |
| 4 | 4 |
| ＼ (条文省略) | ＼ 現行のとおり |
| 8 | 8 |
| （新設） | 9. 前各号以外の産業用及び家庭用機械器具の製造販売 |
| 9. 前各号に掲げる製品及び設備の開発、設計、施工及びコンサルティング業務並びにこれら製品及び設備の製造に関する技術・ノウハウの販売。 | 10. 前各号に掲げる製品及び設備の開発、設計、施工、保守及びコンサルティング業務並びにこれら製品及び設備の製造に関する技術・ノウハウの販売。 |
| （新設） | 11. <u>古物営業法に基づく古物商</u> |
| （条文省略） | 12. 現行のとおり |
| 10. | |

※下線部は変更箇所を示します。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）は、2019年6月25日開催の当社定時株主総会において選任いただいた5名のうち、岩田一氏は2019年12月31日付けで辞任し、他の4名全員は、本総会の終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位及び担当 | 取締役会出席率 | 指名・報酬委員会出席率 | 内部統制委員会出席率 | CSR委員会出席率 |
|-------------|----------------------------|---|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 つぼた たかひろ | 壺田 貴弘 再任 | 代表取締役 社長執行役員 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員長 CSR委員会委員 | 100% (15回／15回) | 100% (4回／4回) | 100% (6回／6回) | 100% (6回／6回) |
| 2 おおさわ けんいち | 大澤 健一 新任 | 専務執行役員 コーティング事業部長 兼 コーティング開発部長 兼 東アジア市場統括 | — | — | — | — |
| 3 ふかせ しんいち | 深瀬 真一 再任 | 取締役 専務執行役員 エアエナジー事業部長 | 100% (12回／12回) | — | — | — |
| 4 あさい よしつぐ | 浅井 侯序 新任 社外取締役 独立 | — | — | — | — | — |
| 5 よねだ こうぞう | 米田 康三 再任 社外取締役 独立 | 社外取締役 指名・報酬委員会委員 | 100% (15回／15回) | 100% (4回／4回) | — | — |

(注) 深瀬真一氏は、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

つば
た
たか
ひろ
壺田 貴弘

再任



生年月日 1957年5月15日生（満62歳）

取締役会への出席状況 100% (15回／15回)

指名・報酬委員会への出席状況 100% (4回／4回)

内部統制委員会への出席状況 100% (6回／6回)

CSR委員会への出席状況 100% (6回／6回)

所有する当社の株式数 70,017株

■ 略歴、地位、担当

| | |
|---------|---|
| 1981年4月 | 当社入社 |
| 2000年4月 | 当社塗装システム部長 |
| 2001年6月 | 当社取締役 |
| 2003年4月 | 当社塗装機器部長兼塗装システム部長 |
| 2004年4月 | 当社塗装機部長 |
| 2008年4月 | 当社代表取締役社長 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事 (現) |
| 2014年4月 | 当社代表取締役社長執行役員 (現) |
| 2018年6月 | 当社経営管理本部長 |
| 2020年1月 | 当社コーティング事業部長 |

■ 重要な兼職の状況

ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

壺田貴弘氏は、代表取締役社長執行役員として、グローバル戦略を指揮し事業拡大に努め、創業90周年を機に100年企業へ向けたビジョンを掲げ、強いリーダーシップを発揮し、持続的な企業価値の向上を図っております。中長期的なビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

- 壺田貴弘氏は、ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事を兼務しております。同社は当社と製品販売・仕入れ等について取引関係があります。
- 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2020年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

現中期経営計画の初年度である2019年度は、米中貿易摩擦やBREXIT問題等による世界経済減速の中、100年企業に向けた積極投資に着手し、持続的な成長を目指してまいりましたが、年初より続いております新型コロナウイルスの蔓延は、人々の生活を脅かすと共に、企業活動の世界的な混乱を招いています。当社グループは、従業員並びにそのご家族の安全確保を最優先に、この困難期の企業存続に向けた「短期的な経営対策」を立案・推進しておりますが、一方で、目の対応に追われているだけでは、株主の皆さまを筆頭に、協力会社様や従業員等のステークホルダーの皆さまからの信頼を失いかねません。それよりも、今回の危機を「企業改革の絶好の機会」として、冷徹に分析・評価し、改革への知恵を絞り、当社ビジネスモデルを再構築する事で、当社の成長性を更に確実なものとすべく、全力を尽くしてまいります。この様な時にこそ、我々、経営陣の明確なメッセージ発信と胆力が問われていると肝に銘じて、企業運営をしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

候補者番号

2

おお さわ けん いち
大澤 健一

新任



生年月日 1970年1月19日生（満50歳） 所有する当社の株式数 1,128株

取締役会への出席状況 ー%（一回／一回）

■ 略歴、地位、担当

| | |
|----------|-----------------------|
| 1990年 4月 | 当社入社 |
| 2010年 1月 | 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司総経理 |
| 2012年 6月 | 阿耐思特岩田（上海）商貿有限公司総経理 |
| 2014年 4月 | 当社液圧機器部長 |
| 2015年 4月 | 当社執行役員 |
| 2018年 1月 | 当社コーティング開発部長（現） |
| 2019年 5月 | 当社上席執行役員兼東アジア市場統括（現） |
| 2020年 1月 | 当社コーティング事業部長補佐 |
| 2020年 4月 | 当社専務執行役員コーティング事業部長（現） |

■ 重要な兼職の状況

大澤健一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

大澤健一氏は、塗装機器・塗装システムの開発に精通すると共に、近年は、コーティング事業全体の成長基盤を強化するために開発・生産体制を抜本的に見直す全社改革を主導するなどの実績を上げております。また、長きにわたり海外子会社の代表者を務めており、グローバル視点による事業運営に必要な見識及び高い専門性を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大澤健一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2020年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

コーティングシステムの設計に始まり、中国へ赴任し子会社の立上げから現地販売網の整備を行い、後にコーティング事業の塗装機器開発部門の責任者を務めてまいりました。SDGsの観点から環境に配慮した製品作りを始め、人口減少課題解決の助けになる自動化製品を推進させ、当社の競争性や持続可能性を高める事に尽力してまいります。

候補者番号

3

ふかせしんいち
深瀬真一

再任



生年月日 1965年5月13日生（満54歳） 所有する当社の株式数 27,039株

取締役会への出席状況 100% (12回／12回)

■ 略歴、地位、担当

| | |
|----------|--------------------------|
| 1988年 4月 | 当社入社 |
| 2008年 4月 | アネスト岩田キャンベル株式会社代表取締役社長 |
| 2010年 4月 | 当社執行役員真空機器部長 |
| 2016年 4月 | 当社執行役員工ニアナジー事業部福島工場長 |
| 2019年 4月 | 当社上席執行役員工ニアナジー事業部長兼福島工場長 |
| 2019年 6月 | 当社取締役（現） |
| 2020年 4月 | 当社専務執行役員工ニアナジー事業部長（現） |

■ 重要な兼職の状況

深瀬真一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

深瀬真一氏は、技術者として当社のコア技術を熟知する一方で、国内販売子会社社長を始め、調達部門、福島工場長を歴任しており、販売・物流から調達・生産部門に至るまで、幅広い分野に高い専門性と知見を有しております。また事業を成長させる上での着眼点や人材の育成という点において周囲から一目置かれている存在でもあり、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 深瀬真一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 深瀬真一氏は、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2020年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が設定されております。当社成長の源泉であるモノ作りと、製品開発においても、QCDの維持・向上を基本としつつ、その活動と結果が世界により良い影響を与え続けうるものであるかを常に自問自答しながら事業推進をしてまいります。また、年齢や性別等に左右されない自由闊達な企業風土作りに尽力をしてまいります。

候補者番号

4

あさ
い
よし
つぐ
浅井 侯序

新任

社外取締役

独立



生年月日 1954年5月16日生（満65歳）
取締役会への出席状況 一%（一回／一回）

所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位、担当

- 1977年4月 ブラザー工業株式会社入社
- 1989年7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD出向 同社代表取締役
- 2000年10月 ブラザー工業株式会社総合企画部長
- 2004年6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
- * EVP : エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
- 2006年4月 同社執行役員人事部長
- 2011年4月 同社常務執行役員法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション（広報）部担当
- 2016年4月 同社常務執行役員財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当
- 2017年6月 株式会社フジミインコーポレーテッド社外取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

株式会社フジミインコーポレーテッド 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

浅井侯序氏は、電機メーカーにおいて人事や法務・総務部門の要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 浅井侯序氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅井侯序氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出をする予定です。
3. 当社は、浅井侯序氏が選任されますと、同氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

株主の皆さまへ

不確実性が非常に高まっている中でも、企業を着実に成長させていくためには、企業活動の中でいかにリスクを適切にとっていくかが重要です。不連続な経営環境変化の中で、リスクを測り、分散化し、最後は勇気を持ってリスクテイクしていくのが、経営陣の責務だと思います。これまで積み上げてきたメーカーでの様々な経験を生かして社外取締役の立場で、当社がどのように適切なリスクテイクをしていくかを検証しつつ、会社の成長に貢献できるよう、真摯に取り組んでいく所存です。

候補者番号

5

よねだこうぞう
米田 康三

再任

社外取締役

独立



生年月日 1948年6月18日生（満71歳）

指名・報酬委員会への出席状況 100% (4回／4回)

取締役在任年数 5年 (本総会終結時)

所有する当社の株式数 9,008株

取締役会への出席状況 100% (15回／15回)

■ 略歴、地位、担当

- 1972年3月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 1977年5月 エール大学経済学部大学院修士課程修了
 2001年4月 同行執行役員本店営業第二部長
 2002年6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
 2003年4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社顧問
 2005年6月 平田機工株式会社代表取締役社長
 2012年4月 株式会社キンレイ（現株式会社KRフードサービス）代表取締役社長
 2014年12月 株式会社アミファ社外取締役（現）
 2015年6月 当社社外取締役（現）
 株式会社タカギ社外取締役（現）
 2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現）
 2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役（現）
 2018年6月 北越メタル株式会社社外取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

スリーフィールズ合同会社 代表社員
 株式会社アミファ 社外取締役

フォーライフ株式会社 社外取締役
 北越メタル株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

米田康三氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいているため、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 米田康三氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田康三氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、米田康三氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は同氏が選任されると、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2020年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

新型コロナウイルスの猛威は、人々の生活を脅かし、企業活動に甚大な被害をおよぼしております。当社も、海外拠点の事業と国内の生産活動に少なからぬ影響を受けておりますが、優れた製品と厚い財務体力並びに社員の一致団結をもって、この困難に対処しております。私も社外取締役の立場から、新型コロナウイルス禍後の当社のBetterな企業創りを目指すために責務を果たしてまいります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役森敏文氏は任期満了により退任いたします。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位および担当 | 取締役会出席率 | 監査等委員会出席率 | 指名・報酬委員会出席率 | 内部統制委員会出席率 | CSR委員会出席率 |
|---------|-------------------|---|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 鈴木 正人 | 再任 | 取締役(監査等委員) 内部統制委員会委員 CSR委員会委員 | 100% (15回／15回) | 100% (13回／13回) | — | 100% (6回／6回) | 100% (6回／6回) |
| 2 大島 恭輔 | 再任 社外取締役 独立 | 社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 CSR委員会委員 | 100% (15回／15回) | 100% (13回／13回) | 100% (4回／4回) | 100% (6回／6回) | 100% (6回／6回) |
| 3 高山 昌茂 | 再任 社外取締役 独立 | 社外取締役(監査等委員) 指名・報酬委員会委員長 | 100% (15回／15回) | 100% (13回／13回) | 100% (4回／4回) | — | — |
| 4 松木 和道 | 新任 社外取締役 独立 | 社外取締役 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 CSR委員会委員 | 100% (15回／15回) | — | 100% (4回／4回) | 100% (6回／6回) | 100% (6回／6回) |

候補者番号

1

すずきまさと
鈴木 正人

再任



生年月日 1965年2月11日生（満55歳）

取締役会への出席状況 100% (15回／15回)

監査等委員会への出席状況 100% (13回／13回)

内部統制委員会への出席状況 100% (6回／6回)

CSR委員会への出席状況 100% (6回／6回)

所有する当社の株式数 19,516株

■ 略歴、地位、担当

1987年4月

当社入社

2007年10月

ロジスティクス部長

2011年4月

当社執行役員塗装機部長

2011年8月

東莞阿耐思特岩田機械有限公司董事長

2014年4月

当社塗装機事業部長

2015年6月

当社取締役

2016年4月

当社上席執行役員コーティング事業部長

2016年7月

ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. Chairman

2017年3月

嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司董事長

2018年6月

当社監査等委員である取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

鈴木正人氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 監査等委員である取締役候補とした理由

鈴木正人氏は、長年にわたり塗装機の開発に携わった経験を基に、当社コア事業の世界展開、市場開拓を推進するために、複数の海外拠点を統括した実績を有しております、事業運営に対し深い知見を有しております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
2. 当社は、鈴木正人氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は同氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。

株主の皆さまへ

監査等委員として2期目となります。引き続き、開発・製造・営業・人事・経理など、それぞれの現場に質・量共により多く入り込み、そこで確認した事実をもとに、ガバナンス体制を強化すると共に、アネスト岩田の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざして、誠実に取り組んでまいります。

候補者番号

2

おおしまきょうすけ
大島 恭輔

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年1月28日生（満66歳）

取締役在任年数 1年

監査等委員である取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況 100%（15回／15回）

監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

指名・報酬委員会への出席状況 100%（4回／4回）

内部統制委員会への出席状況 100%（6回／6回）

CSR委員会への出席状況 100%（6回／6回）

所有する当社の株式数 5,353株

■ 略歴、地位、担当

1982年8月 SUNX株式会社
(現パナソニックデバイスSUNX株式会社) 入社

2000年6月 同社取締役センサ事業部長

2007年6月 同社常務取締役経営企画・人事・法務・内部統制担当

2011年6月 同社常勤監査役

2015年6月 当社社外取締役

2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

■ 重要な兼職の状況

大島恭輔氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 監査等委員である社外取締役候補とした理由

大島恭輔氏は、長年製造業の企業経営に取締役、常勤監査役として携わり、経営に関する高い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大島恭輔氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大島恭輔氏は社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、大島恭輔氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は同氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で市場環境は厳しい状況ではありますが、当社はこれまでの風土改革活動の成果もあり、全社一丸となって知恵を出し合いながら世界中の拠点で様々な工夫を凝らし、しなやかで強靭な事業運営を推進されています。当社が強みとしている医療関連市場や先行回復しつつある中国市場などに明るさも見えてきています。当社が益々「強く・正しく・良い会社」として成長されることを、私も社外役員の立場から支え、尽力してまいります。

候補者番号

3

たかやままさしげ
高山昌茂

再任

社外取締役

独立



生年月日 1961年9月26日生（満58歳）

監査役在任年数 4年

監査等委員である取締役在任年数

4年（本総会終結時）

取締役会への出席状況 100%（15回／15回）

監査等委員会への出席状況 100%（13回／13回）

指名・報酬委員会への出席状況 100%（4回／4回）

所有する当社の株式数 3,761株

■ 略歴、地位、担当

- 1987年9月 英和監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所
 1990年2月 協和監査法人入所
 1990年8月 公認会計士登録
 2007年1月 協和監査法人代表社員（現）
 税理士法人協和会計事務所代表社員（現）
 2012年6月 当社社外監査役
 2013年8月 内閣府 公益認定等委員会参与（現）
 2015年4月 独立行政法人国立科学博物館監事（現）
 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現）

■ 重要な兼職の状況

協和監査法人 代表社員

税理士法人協和会計事務所 代表社員

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高山昌茂氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の委員長として、当社の経営の透明性・公正性を高めるよう努めていただいております。上記の理由により、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、引き続き、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

- 高山昌茂氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 高山昌茂氏は社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
- 当社は、高山昌茂氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は同氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
- 所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。その株式数には当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

私は公認会計士として30年近く実際の監査業務に従事してまいりました。その経験を生かして他の会社や団体で監査役や監事を務める際には、常に外部の目線で見ていくことを心がけてまいりました。私は、将来に向けた重要な事項に関して、これまで培った知識や経験を生かして常に外部目線を持ちながら議論していくことで、当社のコーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいります。

候補者番号

4

まつ
き
かず
みち
松木 和道

新任

社外取締役

独立



生年月日 1951年8月17日生（満68歳）
取締役在任年数 2年（本総会終結時）
取締役会への出席状況 100%（15回／15回）

■略歴、地位、担当

| | |
|---------|--|
| 1976年4月 | 三菱商事株式会社入社 |
| 1979年6月 | Harvard Law School 法学修士号（LL.M）取得 |
| 2003年1月 | 同社法務部長 |
| 2007年4月 | 同社理事 |
| 2007年5月 | 経営法友会代表幹事 |
| 2009年4月 | 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長 |
| 2010年4月 | 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授 |
| 2011年4月 | 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員 |
| 2011年6月 | 同社取締役 |
| | 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員 |
| 2013年6月 | 北越紀州製紙株式会社常務取締役 |
| 2016年6月 | 株式会社ドリームインキュベータ取締役 サンデンホールディングス株式会社監査役（現） |
| 2018年6月 | 当社社外取締役（現） |
| 2019年3月 | NISSHA株式会社社外取締役（現） |

■重要な兼職の状況

サンデンホールディングス株式会社 監査役

NISSHA株式会社 社外取締役

■監査等委員である社外取締役候補とした理由

松木和道氏は、製造業を含む様々な企業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・コンプライアンスの分野では深い知見を有しております。2018年からは当社の社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくと共に、経営を適切に監督いただいていることから、この実績を踏まえ、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と取締役の職務の執行を監査する上で適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■その他取締役候補者に関する特記事項

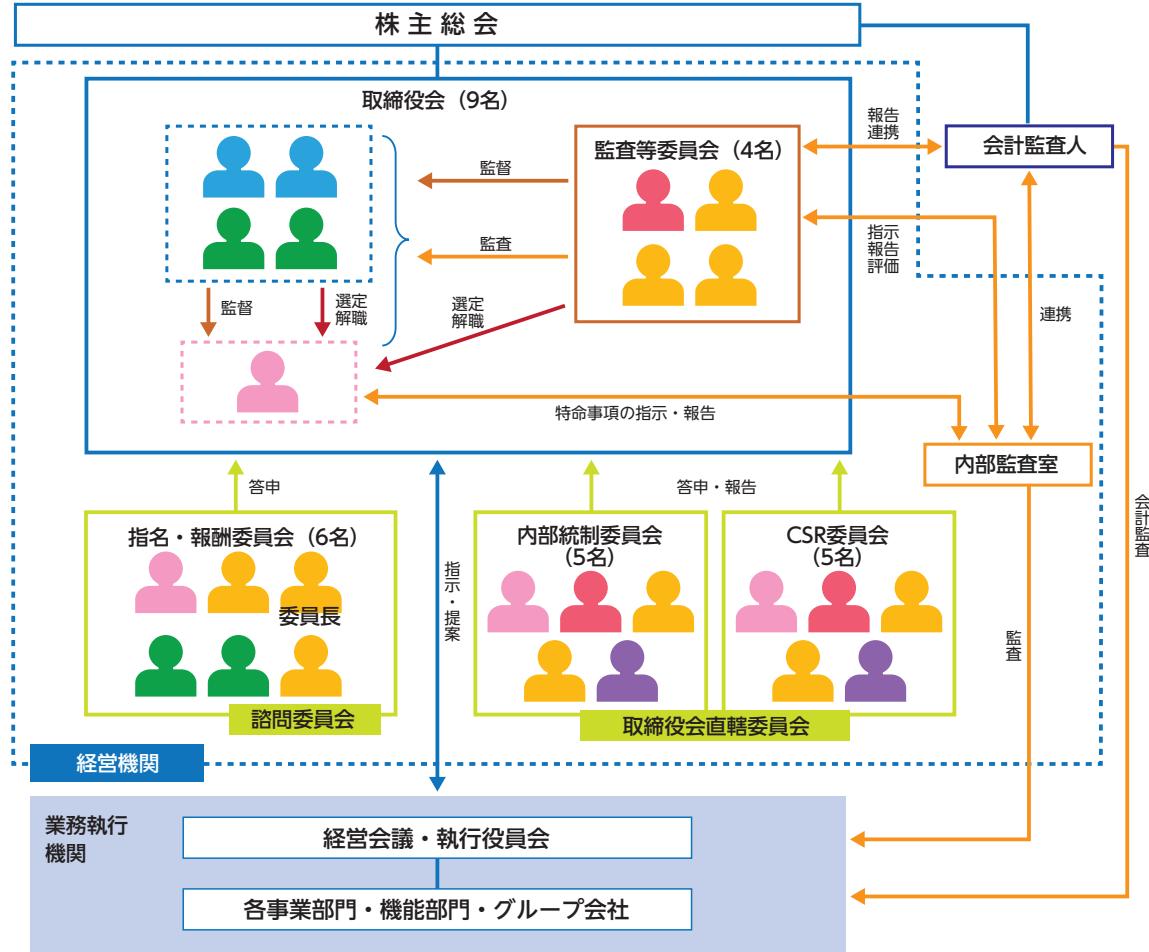
1. 松木和道氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松木和道氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、松木和道氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。当社は同氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2020年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆さまへ

社外取締役監査等委員は、執行から少し離れたところから会社の進むべき道を俯瞰し、執行部門が会社により付加価値を付け加えられ施策を「正しく」取る方向に進んでいるかをチェックしつつ、企業価値のさらなる増大に寄与していくよう、執行と不即不離で活動し、俗に言う「岡田八目」の価値を会社経営にもたらすことが求められていると考えています。微力ではありますが、このような機能を有效地に果たして、パンデミックという現在の未曾有の危機を乗り切り会社がさらに発展していくよう全力を尽くしていく所存です。

(ご参考) コーポレートガバナンスに関する考え方

コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）
第3号、第4号議案承認の場合



代表取締役
 取締役
 社外取締役
 監査等委員である取締役 (社内常勤)
 取締役 (社外)
 経営企画担当責任者

(ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。

1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会が候補者を推薦）での審議を経て、取締役会で決議を行います。

2. 社外取締役の独立性基準

(1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- a. 当社又は当社子会社の業務執行者(業務執行取締役及び使用人)及び過去に業務執行者であった者。
 - b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
 - c. 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
 - d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。
 - e. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。
 - f. aからe.までに掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。
 - g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。
- (2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。
- (3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができます。
- (4) 社外取締役、監査等委員である社外取締役については、その独立性を考慮し、就任期間10年を超えての再任は行わない。ただし、指名・報酬委員会が、状況により、上記以外の特別答申を行った場合には、取締役会で審議・決議できる。

以上

社外取締役から見た“アネスト岩田”



米田 康三

新型コロナウイルスが猛威をふるい、人間の生存と企業の存続を脅かしております。これにより日本経済はリーマン・ショック時を上回る悪影響が予想されております。しかしながら、いずれ有効な治療薬が実用化され、政府の特別経済対策の効果も相まって、日本経済も再び復活するものと確信しております。

当社は厚い財務体力と優れた技術力に支えられた高い市場シェアを誇る製品群を有しておりますので、この危機を乗り越えることに不安はありません。しかしながら、危機から回復後の産業構造は以前と大きく変貌しているかもしれませんので、現在の中期経営計画の内容を適宜見直し、その時の変化の波に乗り遅れることのないようにしておかなければなりません。壱田社長以下の経営陣をバックアップして、一丸となってこの危機を乗り越え、株主の皆様の負託にお応えするのが社外取締役の責務であろうと考えております。



大島 恭輔

当社が強みとしているオイルフリー圧縮機や環境負荷の少ない塗装システム等の技術とサービスは、世界中の様々なお客様の生産現場において今後益々有益となり貢献していくものです。この数年推進されてきたグローバル展開の深化、そして風土改革活動によって、社員の皆さん一人ひとりが会社発

展に向かって自律自走する良い社風へと進化されてきています。厳しい市場環境であっても、顧客ニーズの本質を捉え真摯に応えていくことで「頼りになる良き会社」へと、より一層発展していかれることを期待しております。



松木 和道

2019年度に、厳しい事業環境の中で相応の結果を出してこれたのは、全役職員がグローバルベースで、社内報のタイトルにもなっている「和」の精神に基づき、ひとつになって活動してきた成果ではないかと思います。2020年度はこれまで経験したことのないような環境の下で事業活動を行わなければならぬことが想定されます。当社にはこのような状況下においてもまさに「和」の精神にのっとり、全社一丸となって知恵を出し合い、未知の課題に遭遇してもひるむことなく、前進を続けていけるベースが整ってきており理解しており、私もその一員として頑張って行きたいと思います。



高山 昌茂

新型コロナウイルス蔓延による世界経済への打撃は、想定を超えて大きくなっています。今後グローバル企業である当社も一時的には大変大きな影響を受けることになりますが、「100年企業」になる為には、コスト削減一辺倒ではなく、「前向きな投資」も必要です。当社は今こそ「前向きの投資」が必要な時期であると考え、これを積極的に推進していく予定です。新型コロナウイルス終息後、さらなる飛躍を期待しています。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2019年5月10日の取締役会決議及び2019年6月25日の第73期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては2020年6月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第5号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第5号議案としてお諮りし、株主の皆さまのご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られなかつた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、現時点で当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はございませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行

2020年5月11日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をい

ただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆さまのご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。
①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エフセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指してさらなる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆さまに買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、または株主総会を開催する場合には株主の皆さまに発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①または②に該当する当社株券の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただいたべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うままで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的な内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員

を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）

- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会または独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見

形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さんに対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会はかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるなどしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならぬものとすることにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、松木和道氏、浅井侯序氏の合計5名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかつた場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付

ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることができます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っていると判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っていると判断される場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの待遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することができます。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.（2）「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時・適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆さまに新株を交付することができます。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆さまに関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続は不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、または勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、または既に行つた対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あた

りの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆さまのご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆さまの意思を確認することいたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆さまのご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法並びに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を隨時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2020年3月31日現在の大株主の状況は本招集ご通知の「[添付書類]事業報告2. 会社の状況に関する事項 (1) 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしましたが、上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆さまの意思を確認させていただくため議案と

してお諮りし、株主の皆さまのご賛同が得られなかつた場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなつております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆さまの意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆さまのために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

■ 新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注9）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注10）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会

が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

■ 独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客觀性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

- (1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。
- (2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、あるいはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

- (1) 重度の身体または精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合
- (2) 大規模買付者グループに含まれる者または大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客觀的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合
- (3) 独立委員が法令等に違反した場合
- (4) 独立委員が上記2.の（2）に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意義務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて隨時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

- (1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。
- ①大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
 - ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
 - ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
 - ④対抗措置を講じるか否か
 - ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
 - ⑥その他上記に関連する事項
- (2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会は、当社取締役、従業員または監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以上

株主総会参考書類

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴

【別紙3】

米田 康三 (よねだ こうぞう) 1948年6月 生まれ

1972年 3月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行

1977年 5月 エール大学経済学部 大学院修士課程修了

2001年 4月 同行執行役員本店営業第二部長

2002年 6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO

2003年 4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 顧問

2005年 6月 平田機工株式会社 代表取締役社長

2012年 4月 株式会社キンレイ (現株式会社KRフードサービス) 代表取締役社長

2014年12月 株式会社アミファ社外取締役 (現)

2015年 6月 当社社外取締役 (現)

株式会社タカギ 社外取締役 (現)

2015年12月 スリーフィールズ合同会社 代表社員 (現)

2016年11月 フォーライフ株式会社 社外取締役 (現)

2018年 6月 北越メタル株式会社 社外取締役 (現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ) 1954年1月 生まれ

1982年 8月 SUNX株式会社 (現パナソニックデバイスSUNX株式会社) 入社

2000年 6月 同社取締役 センサ事業部長

2007年 6月 同社常務取締役 経営企画・人事・法務・内部統制担当

2011年 6月 同社常勤監査役

2015年 6月 当社社外取締役

2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

高山 昌茂 (たかやま まさしげ) 1961年9月 生まれ

1987年 9月 英和監査法人 (現有限責任あづさ監査法人) 入所

1990年 2月 協和監査法人入所

1990年 8月 公認会計士登録

2007年 1月 協和監査法人 代表社員 (現)

税理士法人協和会計事務所 代表社員 (現)

2012年 6月 当社社外監査役

2013年 8月 内閣府 公益認定等委員会 参与 (現)

2015年 4月 独立行政法人国立科学博物館 監事 (現)

2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

松木 和道（まつき かずみち）1951年8月生まれ
 1976年4月 三菱商事株式会社入社
 1979年6月 Harvard Law School 法学修士号（LL.M）取得
 2003年1月 同社法務部長
 2007年4月 同社理事
 2007年5月 経営法友会代表幹事
 2009年4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
 2011年4月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）執行役員
 2011年6月 同社取締役
 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
 2013年6月 北越紀州製紙株式会社常務取締役
 2016年6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役
 サンデンホールディングス株式会社 監査役（現）
 2018年6月 当社社外取締役（現）
 2019年3月 NISSHA株式会社社外取締役（現）
 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（予定）

浅井 侯序（あさい よしつぐ）1954年5月生まれ
 1977年4月 ブラザーワーク工業株式会社入社
 1989年7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD出向 同社代表取締役
 2000年10月 ブラザーワーク工業株式会社総合企画部長
 2004年6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
 * EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
 2006年4月 同社執行役員人事部長
 2011年4月 同社常務執行役員法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション（広報）部担当
 2016年4月 同社常務執行役員財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当
 2017年6月 株式会社フジミインコーポレーテッド社外取締役（現）
 2020年6月 当社社外取締役就任（予定）

上記、浅井侯序氏を除く独立委員会委員4氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

なお、浅井侯序氏につきましては、同取引所に独立役員として届け出をする予定です。

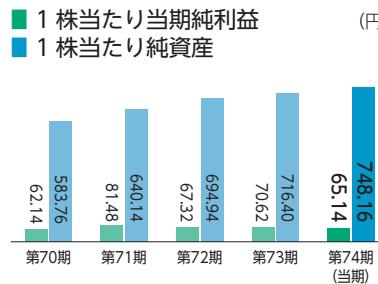
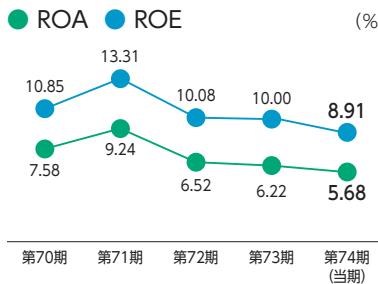
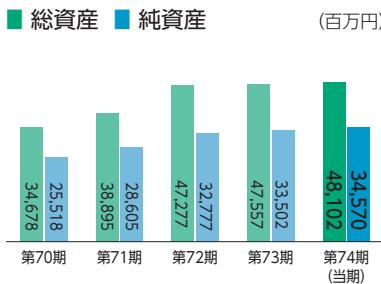
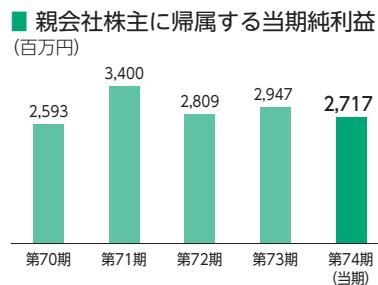
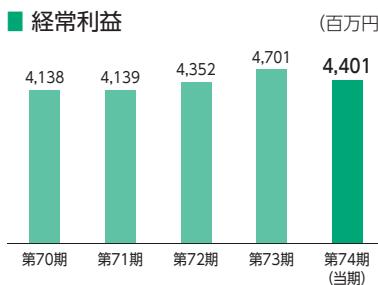
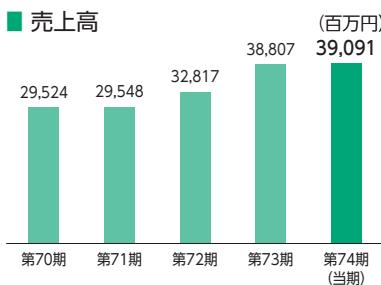
事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

| | 第70期 (2016年3月期) | 第71期 (2017年3月期) | 第72期 (2018年3月期) | 第73期 (2019年3月期) | 第74期 (当連結会計年度) | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------|
| 売上高 | (百万円) | 29,524 | 29,548 | 32,817 | 38,807 | 39,091 |
| 営業利益 | (百万円) | 3,796 | 3,733 | 3,824 | 4,339 | 3,876 |
| 経常利益 | (百万円) | 4,138 | 4,139 | 4,352 | 4,701 | 4,401 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | | 2,593 | 3,400 | 2,809 | 2,947 | 2,717 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 62.14 | 81.48 | 67.32 | 70.62 | 65.14 |
| 総資産 | (百万円) | 34,678 | 38,895 | 47,277 | 47,557 | 48,102 |
| 純資産 | (百万円) | 25,518 | 28,605 | 32,777 | 33,502 | 34,570 |
| 1株当たり純資産 (円) | | 583.76 | 640.14 | 694.94 | 716.40 | 748.16 |
| 自己資本比率 (%) | | 70.3 | 68.7 | 61.4 | 62.9 | 64.6 |
| ROA (%) | | 7.58 | 9.24 | 6.52 | 6.22 | 5.68 |
| ROE (%) | | 10.85 | 13.31 | 10.08 | 10.00 | 8.91 |

(注) 企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表に伴い遡及適用を行ったため、2018年3月期について、遡及適用後の数値を記載しております。

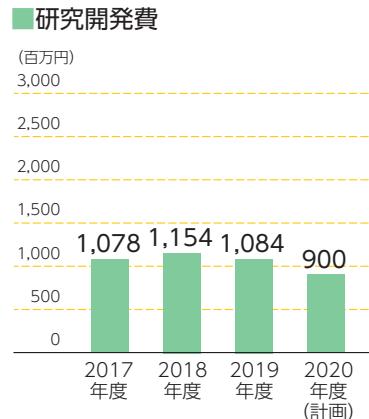
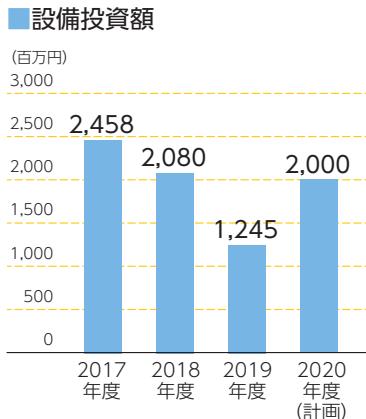


(2) 主要な事業内容

| 事業 | 主要製品 |
|------|---------------------------------|
| 圧縮機 | コンプレッサ、窒素ガス発生装置、クリーンエアシステム、医療機器 |
| 真空機器 | オイルスクロール真空ポンプ、真空機器 |
| 塗装機器 | スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース、各種液体塗布機器 |
| 塗装設備 | 塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置 |

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額1,245百万円あります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容は本社の基幹システム用サーバーの更新や秋田工場の生産設備の新規導入等です。



研究開発費は、研究開発に係る一般管理費と製造経費の合計です。

(4) 研究開発活動の状況

当社グループの研究開発活動は、当社が主体となり関係会社と共同推進する形をとっており、環境保全を技術開発の大きな目的にするとともに、固有技術の進化と先端技術の応用展開を進めながら、顧客ニーズに応えるための新製品開発と既存製品の改良を積極的に進めております。

なお、当期の研究開発費の総額は528百万円です。その他に製品の改良・改造に使用した556百万円を製造経費としております。報告セグメントは日本、ヨーロッパ及びアジアとなり、合計1,084百万円のうち日本は832百万円です。

(5) 資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

| | |
|------------------------|----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額 | 8,305百万円 |
| ・借入実行残高 | 403百万円 |
| ・借入未実行残高 | 7,901百万円 |

(6) 会社の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の急速な冷え込みや米中貿易摩擦の長期化などの懸念から、先行き不透明な情勢が続くものと推測されます。そのため、海外販売比率を高めている当社グループは、地域の偏りによるリスクを回避しつつ以下に掲げる方針に基づき企業活動に努めてまいります。

・「アネスト岩田フィロソフィ」の浸透

社はや経営理念をはじめ、経営の根幹を永続的に支える精神を「アネスト岩田フィロソフィ」としてまとめ直しました。すべての役員・従業員は、1926年の創業から大切に受け継がれてきた伝統を継承し、「100年企業」を目指します。

・人財の確保と育成

少子高齢化による生産年齢人口の減少が深刻さを増し、あらゆる業種での人手不足が大きな問題となっている中、当社グループが持続的な事業の拡大を実現していくためには、企業の成長に応じた優秀な人財の確保及び育成が重要課題であると考えております。そのため、当社グループでは人財を広く世界に求め、柔軟な視野でビジネスを考え行動できる人財の確保と育成に努めます。また、従業員の能力と適性を尊重し、国際的な人財配置体制の最適化に取り組みます。

・人財多様性の受容と活用

当社グループは革新的な技術・製品を生み出していくために、様々な背景を持つ従業員一人ひとりが能力を最大限に發揮し、多様な価値観から生まれる発想を尊重する組織運営の実現に努めています。その一環として、出産・子育て支援などに向けた時短勤務制度の活用やテレワークの積極的導入を行うなど、従業員個々のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進しています。今後も多様な人財が長く活躍し続けることができる労働環境を整備してまいります。

・事業部門別の指針

圧縮機・真空機器事業は、空圧・膨張・真空に関わる「社会必須のエネルギー」を効率的、かつ安定的に供給するエアエナジー総合事業として、そのノウハウの構築と蓄積、人財の育成、必要とされるサービスの開発、効率的エネルギー管理に関する製品開発を進め、「空圧・膨張・真空エネルギーの総合マネジメント事業」への転換を継続推進します。

塗装機器・塗装設備事業は、世界中のお客様に満足していただける、最適な塗膜作成技術を有する世界トップクラスのコーティングメーカーになることを目指します。塗装機器というハードに留まらず、塗装・塗布方法や塗装・塗布技術などのソフトの提供と共に「高効率、作業環境改善、地球環境保全」を更に追求します。

・先進IT技術の積極的活用

IT技術の急速な進展により、当社グループを取り巻く社会環境はこれまでにない変化を見せております。当社グループは、独自のノウハウをデータ化し活用することで生産ラインを効率化したほか、IoT機能を搭載した商品の開発を進めるなど、ますます進化するIT技術の活用による新しい付加価値をもった商品・サービスを提供してまいります。

・ガバナンス体制

当社グループは、2016年に監査等委員会設置会社に移行してから現在まで一貫してガバナンス機能の向上に取り組んでおり、取締役会における社外取締役員数が過半数を占めるとともに、非業務執行の取締役員数は3分の2以上という構成になっております。また、取締役会の諮問機関として、代表取締役と社外取締役全員で構成し委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会により代表取締役や取締役会の独断を牽制し統治機能を強化するとともに、内部統制委員会とCSR委員会を設置し、取締役会の機能を補完しております。今後もさらなるガバナンスの強化と共に取締役会の活性化に努めます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------------------|----------------------------|----------|-------------------------------|
| アネスト岩田コンプレッサ株式会社※ | 10百万円 | 100.0% | 圧縮機・真空機器の販売及び修理 |
| アネスト岩田コーティングソリューションズ 株式会社※ | 10百万円 | 100.0 | 塗装機器の販売及び修理、 塗装設備の製造販売及び修理 |
| 阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司 | 200千USD | 100.0 | 塗装機器、塗装設備の販売 |
| ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. | 956千EUR | 100.0 | 塗装機器、塗装設備の製造販売 |
| 杭州阿耐思特岩田友佳空压機有限公司※ | 9,000千USD (間接保有30.0を含む) | 65.0 | 圧縮機の製造販売、 真空機器・塗装機器の販売 |
| ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd.※ | 435百万INR | 51.0 | 圧縮機の製造販売 |
| 上海斯可絡圧縮機有限公司※ | 35,000千CNY | 51.0 | 圧縮機の製造販売 |

(注) 1. 当社の連結子会社は「(9) 主要な営業所及び工場」に記載した36社です。

2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 当社は、2020年4月1日にアネスト岩田コンプレッサ株式会社及びアネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社を簡易吸収合併いたしました。

(8) 主要な営業所及び工場

| | | | |
|------------------|-------|---|---|
| 国 内 拠 点 | 本社 | 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地 | |
| | 工場 | 秋田工場（秋田県大仙市） 福島工場（福島県西白河郡矢吹町） | |
| | 支店 | 3支店（神奈川県横浜市）（愛知県名古屋市）（大阪府大阪市） | |
| | 子会社 | アネスト岩田コンプレッサ株式会社（神奈川県横浜市） アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社（神奈川県横浜市） エアエンジニアリング株式会社（神奈川県横浜市） | |
| | | 株式会社アドバン理研（京都府八幡市） | |
| | | | |
| 海外 拠 点 | ヨーロッパ | 子会社 | (販) ANEST IWATA Deutschland GmbH (ドイツ) (製・販) HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG (ドイツ) (製・販) ANEST IWATA EUROPE GmbH (ドイツ) (製・販) ANEST IWATA STRATEGIC CENTER s.r.l. (イタリア) (販) ANEST IWATA Italia s.r.l. (イタリア) (販) ANEST IWATA France S.A. (フランス) (販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd. (イギリス) (販) Anest Iwata Scandinavia AB (スウェーデン) (販) ANEST IWATA Iberica S.L.U (スペイン) (販) ANEST IWATA Polska Sp. Z o.o. (ポーランド) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 海外 拠 点 | アジア | 子会社 | (販) 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司（中国） (製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司（中国） (製・販) 東莞阿耐思特岩田機械有限公司（中国） (製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空压機有限公司（中国） (製・販) 上海斯可絡圧縮機有限公司（中国） (製・販) 上海格什特螺杆科技有限公司（中国） (製・販) 岩田友嘉精機股分有限公司（台湾） (製・販) ANEST IWATA SPARMAX Co., Ltd. (台湾) (製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. (インド) (製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. (インド) (製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd. (タイ) (製・販) ANEST IWATA Korea Corp. (韓国) (販) ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム) (販) PT.ANEST IWATA INDONESIA (インドネシア) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| その他 | 子会社 | 子会社 | (製・販) ANEST IWATA USA, Inc. (アメリカ) (製・販) ANEST IWATA - Medea, Inc. (アメリカ) (製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ) (販) ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V. (メキシコ) (販) ANEST IWATA DO BRASIL COMERCIAL LTDA. (ブラジル) (製・販) AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル) (販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア) (販) ANEST IWATA RUS LLC (ロシア) (販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 関連会社 | (製・販) Powerex-Iwata Air Technology, Inc. (アメリカ) |

(注) (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を表しております。

(9) 従業員の状況

| 報告セグメント | 日本 | ヨーロッパ | アジア | その他 | 合計 |
|-------------|------|-------|------|------|--------|
| 従業員数 | 621名 | 166名 | 805名 | 141名 | 1,733名 |
| 前連結会計年度末比増減 | 5名増 | 11名増 | 19名減 | － | 3名減 |

(10) 主要な借入先

記載を要する借入先はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 189,290,000株
- ② 発行済株式の総数 41,738,802株 (自己株式6,703株を除く)
(注) 自己株式には、株式給付信託が保有する当社株式180,000株は含まれておりません。
- ③ 株 主 数 2,617名
- ④ 大 株 主

| 株 主 名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|-------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 3,620,600 株 | 8.7 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,790,300 | 6.7 |
| 第一生命保険株式会社 | 2,272,000 | 5.4 |
| アネスト岩田得意先持株会 | 1,813,400 | 4.3 |
| アネスト岩田仕入先持株会 | 1,798,000 | 4.3 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,520,848 | 3.6 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,105,635 | 2.6 |
| 株式会社常陽銀行 | 960,000 | 2.3 |
| THE BANK OF NEW YORK 133652 | 924,600 | 2.2 |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 | 900,496 | 2.2 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(6,703株)を控除して計算しております。
 2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(共同保有者株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社)から2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年4月9日現在同社が3,370,535株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として2020年3月31日時点における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------|----------|--|
| 代表取締役 | *壱 田 貴 弘 | 社長執行役員兼コーティング事業部長 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事 |
| 取締役 | *深瀬 真一 | 上席執行役員エナジー事業部長兼福島工場長 |
| 取締役 | 松木 和道 | サンデンホールディングス株式会社 監査役 NISSHA株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 米田 康三 | 株式会社アミファ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役 北越メタル株式会社 社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員・常勤) | 鈴木 正人 | |
| 取締役 (監査等委員) | 大島 恭輔 | |
| 取締役 (監査等委員) | 高山 昌茂 | 協和監査法人 代表社員 税理士法人協和会計事務所 代表社員 |
| 取締役 (監査等委員) | 森 敏文 | Osborn & Mori Partners株式会社 取締役パートナー |

- (注) 1. 取締役松木和道氏、米田康三氏、大島恭輔氏、高山昌茂氏、森敏文氏の5氏は社外取締役であります。なお、5氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役 鈴木正人氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2019年12月31日をもって、取締役（上席執行役員コーティング事業部長兼東莞阿耐思特岩田機械有限公司董事長）岩田一氏は、辞任により退任いたしました。
5. 当社では執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

(ご参考)

【取締役を除く執行役員のご紹介】



大澤 健一

専務執行役員 コーティング事業部長
兼 コーティング開発部長
兼 東アジア市場統括

コーティングシステムの設計に始まり、中国へ赴任し子会社の立上げから現地販売網の整備を行い、後にコーティング事業の塗装機器開発部門の責任者を務めてまいりました。SDGsの観点から環境に配慮した製品作りを始め、人口減少課題解決の助けになる自動化製品を推進させ、当社の競争性や持続可能性を高める事に尽力してまいります。



鷹野 巧一

常務執行役員
経営企画部長

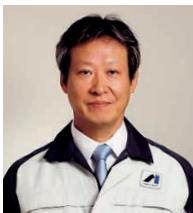
2019年度では、弊社のESG情報を総合的にまとめた統合報告書を発行することができました。今後も非財務情報をより充実させていくことで、更に、ステークホルダーの皆さまとの充実したコミュニケーションを取ることができるように努めてまいります。



武田 克己

常務執行役員
コーティング事業部 コーティングシステム部長

生産年齢人口の減少は生産設備である塗装設備においても大きな課題であり、特に巧みな技を有する熟練工からの技術継承が厳しくなるとの考えから、熟練工が有する技術力を数値化し、自動化することで、将来へ向けての対策を加速してまいります。



亀原 信和

国内営業本部長

新型コロナウイルスの感染拡大により営業活動が制限されるスタートとなりましたが、ICTを活用したデジタルマーケティングやインサイドセールスをより一層加速させ次世代型営業スタイルへの変革を推進してまいります。



ゲイリー・グラス (Gary Glass) ANEST IWATA USA, Inc. / Managing Director 兼 ANEST IWATA-MEDEA, Inc. / Managing Director

北米市場においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中で、塗装機器販売については、ユーザさまへ直接アプローチするために、マーケティングコミュニケーションや市場優位性を高める活動に注力しており、2020年度は新製品の投入を予定していることから自動車補修市場、工業塗装市場において回復基調になると見込んでおります。エアープラシ市場では、2008年の経済不況で得た教訓を踏まえつつ、対面の小売販売からWEB販売へ迅速にシフトさせたことで、影響を最小限に留めることができました。今後も引き続き、北米市場におけるお客さま満足度の向上に努めてまいります。



橋本 隆司

品質保証部長

お客さまに満足してご使用頂き、買い替え時もまた当社製品・サービスを採用したいと思っていただけるよう、日々お客様からの生の声を品質向上に反映させ、お客様満足度を向上させる事に尽力いたします。



三好 栄祐

経営管理本部長
兼 人事総務部長

新型コロナウイルス禍により事業活動に大きな影響が出る事は否めません。しかしながら、この状況を今後の経営の大きな変革期、さらにはチャンスと捉え、経営方針を推進する"司令塔"として最大限尽力し業績の向上を図ることで、社会並びに株主の皆さまへ貢献してまいります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------------|---------------------|-----------------|----------|--------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動賞与 | 業績連動 株式報酬 | |
| 取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役) | 139 17 | 84 10 | 55 7 | 12 — | 7 2 |
| 取締役（監査等委員） (うち社外取締役) | 54 27 | 32 16 | 22 11 | — — | 4 3 |
| 合計 | 194 | 116 | 77 | 12 | 11 |

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額4名12百万円を含みません。
 2. 上記には、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び2019年12月31日付で辞任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
 3. 2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額60百万円以内と決議いただいております。
 4. 業績連動型株式報酬制度については、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く）に将来給付する株式の取得資金として、当社が信託に拠出する資金は3事業年度で130百万円を上限とすること、給付対象となる当社株式数は3事業年度当たり44,000株を上限とすることが決議されています。
 なお、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金額の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。なお、上記には2019年12月31日付で辞任した取締役（監査等委員を除く）1名は含んでおりません。
 5. 上記支給額のほか、2005年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は9百万円であります。

(4) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役に対する報酬の構成は毎月の定期同額給与（固定報酬）と年1回の業績連動給与（業績連動賞与）及び業績連動型株式報酬（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である取締役は対象から除く）によって構成されています。取締役の報酬（監査等委員である取締役を除く）は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、会社業績及び各取締役の職責・成果などを総合的に勘案したうえで答申し、その内容をもとに取締役会において審議し決議します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

また、損益上の実態評価を行い、中長期的な業績向上による企業価値及び株主の皆さまとの共同利益の向上への貢献意識を高めるため、当社では業績連動報酬に係る指標として経常利益を選択しております。

(5) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

- i . 取締役松木和道氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・サンデンホールディングス株式会社 監査役
 - ・NISSHA株式会社 社外取締役
- ii . 取締役米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・株式会社アミファ 社外取締役
 - ・スリーフィールズ合同会社 代表社員
 - ・フォーライフ株式会社 社外取締役
 - ・北越メタル株式会社 社外取締役
- iii . 監査等委員である取締役の大島恭輔氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- iv . 監査等委員である取締役の高山昌茂氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。
これらの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・協和監査法人 代表社員
 - ・税理士法人協和会計事務所 代表社員

事業報告

(b) 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 出席状況 出席回数／開催回数 (出席率 %) | 主な活動状況 |
|----------------------------|--|---|
| | | |
| 松木和道 (社外取締役) | 取締役会 15回／15回 (100%) 指名・報酬委員会 4回／4回 (100%) 内部統制委員会 6回／6回 (100%) CSR委員会 6回／6回 (100%) | 製造業を含む豊富な業務経験から養われた法務及びコンプライアンス分野の知識に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動しました。 |
| 米田康三 (社外取締役) | 取締役会 15回／15回 (100%) 指名・報酬委員会 4回／4回 (100%) | 複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員として活動しました。 |
| 大島恭輔 (社外取締役) (監査等委員) | 取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 4回／4回 (100%) 内部統制委員会 6回／6回 (100%) CSR委員会 6回／6回 (100%) | 長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会とCSR委員会の委員として活動しました。 |
| 高山昌茂 (社外取締役) (監査等委員) | 取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 4回／4回 (100%) | 会計・税務の専門家としての知識や豊富な経験に基づき、専門的見地から積極的な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会委員長として活動いたしました。 |
| 森敏文 (社外取締役) (監査等委員) | 取締役会 15回／15回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 4回／4回 (100%) | 国内・海外企業における会社経営の知識や豊富な経験に基づき、適宜適切な意見・提言等があります。また、指名・報酬委員会副委員長として活動いたしました。 |

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
 2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会計監査人の状況

- ① 名 称 青南監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (a) 当事業年度に係る報酬等の額 | 32,000千円 |
| (b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。
- ③ 解任または不再任の決定の方針
- 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
- 当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。
- 会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が長年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、更なる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆さまに買い付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

なお、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.anest-iwata.co.jp/>)に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:千円)

| 科目 | 第74期 (2020年3月31日現在) | 科目 | 第74期 (2020年3月31日現在) |
|----------------------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | 26,763,107 | 流動負債 | 9,497,408 |
| 現金及び預金 | 10,850,291 | 支払手形及び買掛金 | 4,251,944 |
| 受取手形及び売掛金 | 7,722,900 | 短期借入金 | 909,930 |
| 商品及び製品 | 3,899,513 | リース債務 | 229,334 |
| 仕掛品 | 1,133,701 | 未払法人税等 | 443,970 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,273,238 | 賞与引当金 | 667,484 |
| その他 | 1,148,741 | 役員賞与引当金 | 114,850 |
| 貸倒引当金 | △265,279 | 製品保証引当金 | 230,634 |
| 固定資産 | 21,338,937 | その他 | 2,649,257 |
| 有形固定資産 | 11,827,126 | 固定負債 | 4,034,165 |
| 建物及び構築物 | 5,358,783 | 長期借入金 | 231,990 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,363,495 | リース債務 | 1,268,763 |
| 土地 | 2,133,994 | 繰延税金負債 | 258,663 |
| リース資産 | 1,431,713 | 退職給付に係る負債 | 2,169,606 |
| 建設仮勘定 | 88,770 | 役員株式給付引当金 | 39,785 |
| その他 | 450,368 | その他 | 65,356 |
| 無形固定資産 | 2,857,508 | 負債合計 | 13,531,573 |
| のれん | 1,269,023 | (純資産の部) | |
| ソフトウエア | 191,680 | 株主資本 | 31,423,692 |
| その他 | 1,396,805 | 資本金 | 3,354,353 |
| 投資その他の資産 | 6,654,301 | 資本剰余金 | 1,117,838 |
| 投資有価証券 | 4,510,713 | 利益剰余金 | 27,136,665 |
| 長期貸付金 | 18,348 | 自己株式 | △185,165 |
| 繰延税金資産 | 1,079,262 | その他の包括利益累計額 | △331,032 |
| 退職給付に係る資産 | 628,946 | その他有価証券評価差額金 | 217,457 |
| 長期預金 | 168,888 | 為替換算調整勘定 | △332,219 |
| その他 | 258,868 | 退職給付に係る調整累計額 | △216,271 |
| 貸倒引当金 | △10,725 | 非支配株主持分 | 3,477,811 |
| 資産合計 | 48,102,044 | 純資産合計 | 34,570,471 |
| (記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。) | | 負債・純資産合計 | 48,102,044 |

連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 第74期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) |
|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高 | 39,091,312 |
| 売上原価 | 22,505,142 |
| 売上総利益 | 16,586,169 |
| 販売費及び一般管理費 | 12,710,019 |
| 営業利益 | 3,876,150 |
| 営業外収益 | 750,257 |
| 受取利息 | 61,168 |
| 受取配当金 | 77,391 |
| 受取保険金 | 14,261 |
| 持分法による投資利益 | 324,753 |
| 助成金収入 | 137,056 |
| その他 | 135,626 |
| 営業外費用 | 225,180 |
| 支払利息 | 78,844 |
| 為替差損 | 129,082 |
| その他 | 17,253 |
| 経常利益 | 4,401,226 |
| 特別利益 | 59,082 |
| 固定資産売却益 | 5,320 |
| 関連会社株式売却益 | 53,761 |
| 特別損失 | 246,938 |
| 減損損失 | 135,552 |
| 固定資産売却損 | 1,190 |
| 固定資産除却損 | 2,886 |
| 解体撤去費用 | 370 |
| 子会社整理損 | 24,975 |
| 市場対策費用 | 52,641 |
| 特別見舞金 | 29,322 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,213,369 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,204,862 |
| 法人税等調整額 | △39,515 |
| 当期純利益 | 3,048,023 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 330,182 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,717,840 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(単位:千円)

| 科目 | 第74期 (2020年3月31日現在) | 科目 | 第74期 (2020年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|-----------------|------------------------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | 12,195,052 | 流動負債 | 4,139,289 |
| 現金及び預金 | 4,806,508 | 買掛金 | 1,970,438 |
| 売掛金 | 4,377,043 | リース債務 | 216,867 |
| 商品及び製品 | 1,464,877 | 未払金 | 704,210 |
| 仕掛品 | 226,127 | 未払法人税等 | 79,365 |
| 原材料及び貯蔵品 | 853,212 | 預り金 | 22,154 |
| その他 | 471,686 | 賞与引当金 | 443,161 |
| 貸倒引当金 | △4,402 | 役員賞与引当金 | 114,850 |
| 固定資産 | 20,523,911 | 製品保証引当金 | 184,079 |
| 有形固定資産 | 7,241,468 | その他 | 404,161 |
| 建物 | 2,983,933 | 固定負債 | 3,131,007 |
| 構築物 | 162,870 | リース債務 | 1,175,580 |
| 機械及び装置 | 1,303,130 | 退職給付引当金 | 1,897,052 |
| 車両運搬具 | 3,764 | 役員株式給付引当金 | 39,785 |
| 工具、器具及び備品 | 208,294 | その他 | 18,588 |
| 土地 | 1,268,453 | 負債合計 | 7,270,296 |
| リース資産 | 1,279,470 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 31,552 | 株主資本 | 25,231,209 |
| 無形固定資産 | 202,381 | 資本金 | 3,354,353 |
| 借地権 | 790 | 資本剰余金 | 1,380,380 |
| ソフトウエア | 157,895 | 資本準備金 | 1,380,380 |
| その他 | 43,696 | 利益剰余金 | 20,681,641 |
| 投資その他の資産 | 13,080,061 | 利益準備金 | 838,588 |
| 投資有価証券 | 2,755,887 | その他利益剰余金 | 19,843,053 |
| 関係会社株式 | 2,858,512 | 別途積立金 | 9,700,000 |
| 出資金 | 54,339 | 繰越利益剰余金 | 10,143,053 |
| 関係会社出資金 | 4,577,874 | 自己株式 | △185,165 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,439,872 | 評価・換算差額等 | 217,457 |
| 長期前払費用 | 201 | その他有価証券評価差額金 | 217,457 |
| 前払年金費用 | 786,540 | | |
| 繰延税金資産 | 631,600 | | |
| その他 | 95,957 | | |
| 貸倒引当金 | △120,725 | 純資産合計 | 25,448,667 |
| 資産合計 | 32,718,964 | 負債・純資産合計 | 32,718,964 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 第74期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) |
|-----------------|-----------------------------------|
| 売上高 | 16,936,215 |
| 売上原価 | 11,225,491 |
| 売上総利益 | 5,710,724 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,513,709 |
| 営業利益 | 1,197,014 |
| 営業外収益 | 1,776,486 |
| 受取利息 | 12,526 |
| 受取配当金 | 1,596,962 |
| 受取技術料 | 75,940 |
| その他 | 91,056 |
| 営業外費用 | 187,297 |
| 支払利息 | 25,875 |
| 為替差損 | 130,493 |
| 不動産賃貸費用 | 20,165 |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,000 |
| その他 | 762 |
| 経常利益 | 2,786,204 |
| 特別利益 | 30,403 |
| 関連会社株式売却益 | 29,791 |
| 子会社清算益 | 612 |
| 特別損失 | 223,652 |
| 固定資産除却損 | 1,307 |
| 子会社株式評価損 | 165,948 |
| 子会社整理損 | 26,704 |
| 解体撤去費用 | 370 |
| 特別見舞金 | 29,322 |
| 税引前当期純利益 | 2,592,954 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 400,170 |
| 法人税等調整額 | △24,275 |
| 当期純利益 | 2,217,060 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

2020年5月27日

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 小平修印

代表社員 公認会計士 大野木猛印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2019年4月1日から2020年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

2020年5月27日

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 小平修印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大野木猛印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2019年4月1日から2020年3月31までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門からの監査の結果の報告を受けるとともに、監査計画に基づき重要な子会社の往査を実施し、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3項イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」(会社計算規則 第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、更に、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果報告を受けて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその付属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその付属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

アネスト岩田株式会社 監査等委員会

| | | |
|---------------|-------|---|
| 取締役 監査等委員(常勤) | 鈴木 正人 | 印 |
| 社外取締役 監査等委員 | 大島 恭輔 | 印 |
| 社外取締役 監査等委員 | 高山 昌茂 | 印 |
| 社外取締役 監査等委員 | 森 敏文 | 印 |

(注) 監査等委員 大島恭輔、高山昌茂及び森敏文は、会社法第2条第15号及び、第331号第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会 会場ご案内図

日時

2020年6月25日 (木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

会場

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社
TEL : 045-591-9344

交通

- 横浜市営地下鉄線「新羽駅」下車、徒歩15分。
- 東急東横線「綱島駅」下車、東急バス ②番のりば、「貝塚中町」下車、徒歩5分。
②番 [71系統 勝田折返所行き、72系統 新横浜駅行き、79系統 新羽営業所行き]



お越しの際は、公共交通機関、自家用車をご利用いただきますよう、宜しくお願ひいたします。

